

積立投資約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様と株式会社 CONNECT (以下、「当社」といいます。)との間の有価証券の積立投資取引に関する取り決めです。</p> <p>(金銭の払込み)</p> <p>第6条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 前項において、お預り金が取得に必要な金銭に不足する場合には、お客様は、当該指定銘柄の買付を執行する判定日までに、当該不足金相当額を指定金融機関の <u>CONNECT</u> 専用口座へ振り込む他当社が定める方法により、当社のお客様口座へ入金することで当該指定銘柄の取得をすることができます。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第17条 この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第11条の通知方法にてご通知します。<u>この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>附則 この約款は、<u>2020年5月27日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上 株式会社 <u>CONNECT</u></p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様と<u>大和コネクト証券株式会社</u> (以下、「当社」といいます。)との間の有価証券の積立投資取引に関する取り決めです。</p> <p>(金銭の払込み)</p> <p>第6条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項において、お預り金が取得に必要な金銭に不足する場合には、お客様は、当該指定銘柄の買付を執行する判定日までに、当該不足金相当額を指定金融機関の<u>大和コネクト証券</u>専用口座へ振り込む他当社が定める方法により、当社のお客様口座へ入金することで当該指定銘柄の取得をすることができます。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第17条 この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第11条の通知方法にてご通知します。</p> <p>附則 この約款は、<u>2023年5月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>大和コネクト証券株式会社</u></p>

以上